

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年5月15日

高浜市長 吉 岡 初 浩

記

1 入札に付する事項

- (1) 公表番号 7高財入第81号
- (2) 件名 共用車売払い
- (3) 車両等の状況 日野セレガ R (型式: KL-RU1JHEA)

三河 200 は 343 MT車

席数: 正座席 33、補助席 7
車検有効期限: 令和7年12月25日
初度登録(検査)年月: 平成16年12月
走行距離: 148,157km (令和7年3月31日時点)
装 備 品: ドライブレコーダー

(4) 入札の執行方法等

ア 高浜市契約規則(昭和51年高浜市規則第1号。以下「契約規則」という。)及び高浜市公共工事関係入札者に関する要綱(平成9年5月20日施行。以下「入札者に関する要綱」という。)に定めるところにより行う。

イ 代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札は、入札書を持参して行うものとし、郵送等持参によらないものは、受け付けない。

エ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。

オ 予定価格は事後公表とし、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは直ちに再度入札を2回を限度として行う。ただし、初度入札で無効とされた者及び失格となった者は再度入札に参加することはできないものとする。

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる条件を全て満たした者とする。ただし、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、契約締結後であっても本市は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年第87号)第107条の規定により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定による会社の整理の開始を命じられている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立てをなされている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。

- (5) 入札参加申込書の提出の日から入札日までの間に高浜市工事等請負契約に係る入札参加停止取扱要綱（平成18年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (6) この公告の日から開札の日までの期間において、「高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年4月1日施行）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 国税、県税及び市民税を滞納していない者であること。
- (8) 個人の場合、入札書を提出する日で20歳以上の者（ただし、破産者で復権を得ない者を除く。）

※成年被後見人、被保佐人及び被補助人が入札される場合は別途「法定代理人による同意書」「法定代理人の証明書類」が必要となるため、該当する場合は事前に相談すること。）

3 入札参加資格の確認に関する事項

(1) 入札参加方法

入札に参加を希望する者は、(2)に示す書類を次のとおり提出しなければならない。この場合において、期限までに入札参加申込書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 提出期間

令和7年5月15日（木）から同年5月29日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出場所

高浜市役所本庁舎2階 総務部財務グループ

ウ 提出方法

持参又は郵送（5月29日（木）必着）による

（電子メール又はFAX等、上記以外の方法は受付しない。）

エ その他

提出書類の作成に係る費用は、申込者の負担とする。なお、提出された書類の返却は行わない。

(2) 提出資料は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 当該入札者の所在地の市町村の税（市町村民税（法人・個人）・固定資産税・軽自動車税・都市計画税・国民健康保険税等）にかかる納税証明書（写し可）
ただし、所在地が高浜市にある者については、市税の納付状況に係る照会への同意書の提出でも可。

エ 法人の場合、登記簿謄本（登記事項証明書）（写し可）

オ 個人の場合、住民票の写し及び身分証明に係る誓約書

※ウからオまでの書類は、発行後3か月以内の原本とする。

※入札者の住所地又は所在地が高浜市外である場合、ウの書類は高浜市と当該市町

村の書類をそれぞれ用意すること。

※高浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されている業者については、ウ及びエの提出は不要。

4 契約条項等を示す場所

(1) 入札説明書及び仕様書等（以下「入札関係図書」という。）の配布

ア 入札関係図書は、高浜市公式ホームページの入札情報よりダウンロードする又は、イに示す窓口にて配布する。ダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせること。

イ 配布及び問い合わせ場所

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2
高浜市役所総務部財務グループ（2階 26番窓口）
電話 0566-95-9509

ウ 配布期間

令和7年5月15日（木）から同年5月29日（水）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 仕様書等に対する質問及び回答

本公告及び入札関係図書に対する質問がある場合には、質問書（様式は任意とする。質問はメール本文又は添付ファイルに記載すること。添付ファイルはワード・エクセルいずれも可）を財務グループへ電子メールにて提出することとし、件名は「入札に関する質問__7高財入第81号__共用車売払い」とする。

ア 質問の受付先 zaimu@city.takahama.lg.jp

イ 質問書の提出期限 令和7年5月23日（金）午後5時まで

ウ 回答公開日 令和7年5月27日（火）までに公開する。

エ 回答公開方法 ホームページ上にて回答を公開する。

5 入札書の開札日時、場所及び提出書類

(1) 開札日時

令和7年6月6日（金）午後2時30分

(2) 場 所

高浜市役所本庁舎2階会議室

(3) 提出書類

ア 入札書

イ 委任状（※代理人を立てる場合のみ）

ウ 入札保証金領収書の写（※入札保証金が免除の場合は不要）

エ 入札保証金還付請求書（※入札保証金が免除の場合は不要）

6 その他

(1) 入札保証金 要（見積もる契約金額の100分の5以上の額）

ただし、契約規則の規定により、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された

ときは、この限りでない。

(2) 入札の無効

契約規則第12条及び入札者に関する要綱第14条に該当する入札のほか、入札参加者の資格を有しない者がした入札又は虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定

最低制限予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(4) 契約保証金 免除

(5) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

(6) 個人に関する情報を取り扱う事務を受託するに当たっては、個人情報の保護に関する法律及び高浜市個人情報の取扱いに係る特記事項を遵守しなければならない。

(7) 暴力団排除に関する事項として次のとおり扱う。

ア 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しない。

イ 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

ウ 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(8) 落札者の決定後、高浜市公式ホームページで落札金額（法人の場合は、落札者名を含む。）を公表する。

(9) 契約書の作成を要する。契約の締結及び履行に関する費用は、全て落札者の負担とする。

(10) その他

入札に参加する者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟読し、入札者に関する要綱を遵守すること。

(11) 詳細は、入札説明書による。